

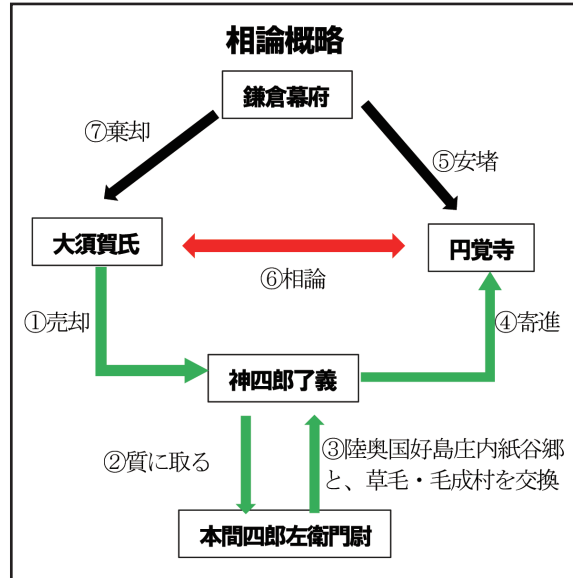
～神崎歴史巡り～ 永仁の徳政令 草毛・毛成村を巡る相論

永仁の徳政令（1297）は鎌倉時代末期に、9代執権北条貞時（1272～1311）が御家人の保護を目的として発布したものです。主な内容は御家人間の所領売買の禁止、債務・債権訴訟は受理しない、売買した所領は売主に返還するというもので、昔の神崎町でも徳政令をきっかけとして、相論になった事例があります。

相論は「千葉六党」大須賀氏の大須賀朝氏・時朝と円覚寺で起きました。争点となったのは草毛村と毛成村の領有ですが、この流れは少し複雑です。

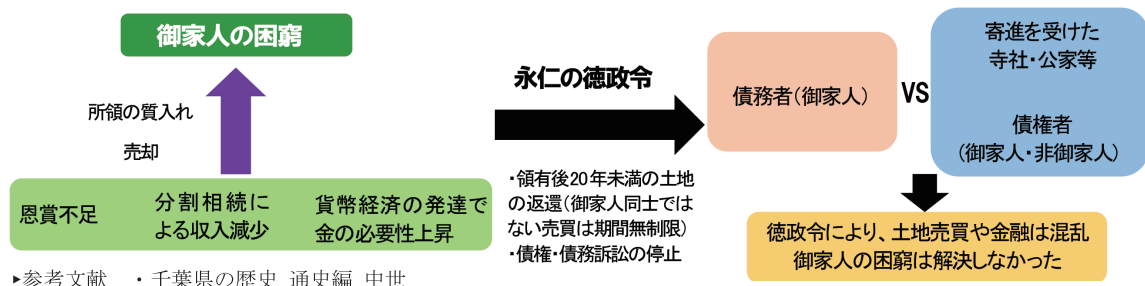
大須賀胤氏が弘長三年（1263）に神四郎了義に草毛・毛成村を売却。しかし、この両村は神四郎了義ではなく、両村を質券に取った本間四郎左衛門尉が知行していました。のちに両者は揉め、弘安三年（1280）以降は了義が両村を知行するということになりました。円覚寺の所領となるのは正応二年（1289）であり、了義が両村を寄進したことからはじまります。

このように領主が変わる中で、永仁の徳政令が発布されました。両村は大須賀氏の手から離れて、20年以上ですが、円覚寺は領有後20年を経過していません。しかし、鎌倉幕府は円覚寺への下文等を理由にこれを棄却。以後、両村は円覚寺が領有することとなりました。



※1相論…互いに自分の言い分や権利を主張して争うこと
 ※2草毛村…現在の古原にあったと思われる
 ※3質券…借用証書や質入の証明文書
 ※4知行する…土地を支配し、収益を得ること
 ※5下文…公文書の一つ。ここでは所領安堵の意味

鎌倉時代末期の状況



▶参考文献 ・千葉県歴史通史編 中世

10月24日(土) マイナンバーカードの休日交付を行います

マイナンバーカードの休日交付を **予約制**で行います。

予約受付期間は10月1日(㊦)～23日(金)9:00～16:00です。(土日・祝祭日を除く。)

マイナンバーカードを申請し、交付通知書ハガキが届いている方で平日の来庁が困難な場合は、この機会にご利用ください。

なお、当日はマイナンバーカード交付以外の事務は行っていないので、ご注意ください。

予約されていない方のマイナンバーカードは準備しておりませんので、必ず予約をお願いします。

- ▶休日開庁日 10月24日(㊦)
- ▶交付時間 9:00～11:30 (最終受付11:00)
- ▶予約・問合せ 町民課住民係 ☎2113

